

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一序」について

—智顥述・灌頂記「菩薩戒義疏」との関連を中心として—

諦 訪 義 純

はじめに

これら先学はその撰述者、撰述年時ともに不明なものとされている。

しかしながら、このペリオ本の跋文に「大梁天監十八年
歲次己亥五月 勅写」と記さるる点に注目して、その撰述
者は梁武帝であり、その撰述年時は天監十一年(五二二)
から十八年(五二九)にかけての間であろうと私は考察し
た。而してそのペリオ本は「出家人受菩薩戒法」と称さ
るるも、全体としての経題は「在家出家受菩薩戒法」と
「書道全集5中国5南北朝I」に解説を附されている。

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一序」について（誠 訪）

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一序」について（謙 訪）

いわれるべきものではないかとした。智顥述・灌頂記「菩薩戒義疏」に受菩薩戒法の流布本の一につにあげられながら今日も系統不明とされている制旨本は、実は梁武帝撰述のものではなかろうかとした。果して然りとすれば「出家人受菩薩戒法卷第一」はその制旨本の一部であろうと推察したのである。これらについては、近刊「敦煌古写經」所収の拙稿「梁天監十八年勅写の『出家人受菩薩戒法卷第一』について」を参照されたい。

さてここでは前稿で紹介しえなかつた「出家人受菩薩戒法第一」の序一の全文を掲げたい。^① その序一の文を隋の智顥述・灌頂記「菩薩戒義疏」(卷上)と対比すると、同一または類似の文が見出される。^② されば序一の全文を上段に記し、下段にはこれと同一または類似と見做される「菩薩戒義疏」(卷上)の文を抄出して記す」ととする。なお後の論述のために、序一の文に段落改行を文意の上からなした。

①この資料は京都大学図書館所蔵の写真によつて筆録するを得たものである。その御配慮を得た同研究所牧田諦亮博士に深く謝意を表するものである。

②なお佐藤哲英博士によれば、この「菩薩戒義疏」が智顥の撰述

であるかどうか疑わしいという(「天台大師の研究」四二二一四一五頁)。然りとするも、この義疏が菩薩戒経に関する最初の注釈書であり、隋から唐初にかけての撰述であることは動かない。

出家人受菩薩戒法卷第一

菩薩戒義疏(大正四〇・五六八一五六九)

序一

菩薩戒者。不為一切衆聖。迺為一切凡夫。凡夫心相。有大有小。有深有淺。或外寬內窄。外寬內迮。内外俱迮。内外俱寬。當於廿五有。心意自念。有中生空。空中生有。大中生小。小中生大。因緣所生。無有因性。則是有中生空。諸法寂滅。因緣故有則是。空中生有。大中生小。大不定大。小中生大。小不定小。如是思量。心行平等。觀察衆生。了達非有。

菩薩持戒。亦不齊限日月歲數。於無量阿僧祇劫。迺至盡於後際。常為十方一切衆生。修行淨戒。是菩薩業。華發手發意菩薩。無碍為宗。唯曠唯大。唯忘唯等。聲聞戒。遮其使碍。菩薩戒遮使不碍。修習無碍。行於平等。雖知一切諸法空。不捨一切衆生。譬如河水。不至彼岸。不來此岸。不斷中流。能度衆生。菩薩摩訶薩。亦復如是。不趣生死。不趣涅槃。亦復不住生死中流。而能濟彼衆生於彼此岸。菩薩習行。身心每淨。若其得意。誓即是戒。

戒本宗流。大底有二。毫出菩薩地持經。二出梵網經。地持經是燈明仏所說。蓮華菩薩受持。蓮華滅後伝梵化菩薩。

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一」について（諏訪）

二地持經。相伝是彌勤說。原本是燈明仏說。蓮華菩薩受持。次第三十余菩薩伝化。

梵化滅後伝積耀菩薩。積耀滅後伝豊王菩薩。豊王滅後伝妙相菩薩。妙相滅後伝宝積菩薩。宝積滅後伝終^(總)陀菩薩。終^(總)陀滅後伝普現菩薩。普現滅後伝阿逸多菩薩。
此阿逸多是
同名非殊觀

阿逸多滅後伝世受菩薩。世受滅後伝宝網菩薩。宝網滅後伝離垢菩薩。離垢滅後伝弥伽菩薩。弥伽滅後伝鬱波多菩薩。鬱波多滅後伝大象王菩薩。大象王滅後伝華度菩薩。華度滅後伝華林菩薩。華林滅後伝常拳手菩薩。常拳手滅後伝伊波達菩薩。伊波達滅後伝孔雀菩薩。孔雀滅後伝奮迅菩薩。奮迅滅後伝山王華菩薩。山王華滅後伝質多菩薩。質多滅後伝師子吼菩薩。
此迦葉即是多羅
非但在世師子吼 師子吼滅後伝長手菩薩。長手滅後伝迦葉菩薩。迦葉滅後伝阿歎慧菩薩。阿歎慧滅後。無的傳受。戒法散漫。展転相伝。

梵網經是七仏所說。釈迦牟尼仏至蓮華藏莊嚴世界海。從廬舍那仏所。還坐道場。結菩薩戒。初結戒。阿逸多菩薩憶持。阿逸多滅後伝那陀伽菩薩。那陀伽滅後伝智亮比丘。智亮滅後伝仏寂菩薩。仏寂滅後伝優陀菩薩。優陀滅後伝妙質菩薩。妙質滅後伝日耀菩薩。日耀滅後伝拘樓沙菩薩。拘樓沙滅後伝大長菩薩。大長滅後伝棄利渠闍賢菩薩。

梵網受法。是廬舍那仏為妙海王子受戒法。釈迦從舍那所受誦。次転與逸多菩薩。如是二十余菩薩。次第相付。什師伝來。

利渠闍賢滅後伝秘密菩薩。秘密滅後伝阿毘陀置伽婆菩薩。
阿毘陀置伽婆滅後伝積廬陀菩薩。積廬陀滅後伝菊花菩薩。
菊花滅後伝妙志菩薩。妙志滅後伝伊羅鉢菩薩。伊羅鉢滅
後伝吼王菩薩。吼王滅後伝花松菩薩。花松滅後伝恭雅菩
薩。恭雅滅後。此法流散。無的伝述。

地持經後有大菩薩伊波勒。応迹託化。伝出此土。河西州。並無記。求那跋摩河西州。並無記。後有求那跋摩求那跋摩道跡云。進傳得二果。是即非菩薩。於祇洹寺。訖

出菩薩善戒經。是宋元嘉八年為慧義訖出。比經開合。別有目錄。不復具記。地持善戒大意相似。曲

細推檢。多有不同。

梵網經所說菩薩戒。是律藏品中。廬舍那仏與妙海三千子受戒法。經又云。八万四千威儀品當廣說。是知律藏品止

是略說。此土流通。別有一卷梵網經。說六十二見。梵網大本。不復此土。

世間所傳菩薩戒法。似欲依二經。多附小乘行事。撰菩薩戒法。乃有多家。
鳩摩羅什所出菩薩戒法。高昌景口所傳受菩薩戒法。羅什用梵網經。高昌云。弥勒所集。亦梵網經。
長沙寺玄暢所撰菩薩戒法。

(地持經)後有伊波勒菩薩。応迹託化。伝來此土。然地持是曇無識所訖。疑識即是伊波勒。

梵網受法。是廬舍那仏為妙海王子受戒法。釈迦從舍那所受誦。……出律藏品。

(梵網受法)次第相付。什師傳來。……一地持經相傳是彌勒說。
三高昌本者。或題暢法師本。原宗出地持。而作法小広。
……自齊宋已來多用此法。所以題作高昌本者尋地持是曇無識於河西所訖。有沙門道進。求識受菩薩戒。識不許。且令悔過七日七夜。竟詣識求受。識大怒不答。進自念。

正是我障業未消耳。復更竭誠札懺。首尾三年。進夢見釈迦文仏授己戒法。明日詣誠。欲說所夢。未至數十步。誠驚起唱。善哉。已感戒牟。我當為汝作証。次第於仏像前。更說戒相。時有道朗法師。是河西高足。當進感戒之時。朗亦通夢。乃自卑戒臘。求為法弟。於是從進受者千有余人。河西王沮渠蒙遜子景環。後移拋高昌。既奉進為師。進亦隨往值高昌荒饑。進生割己身。以救飢者。因此捨命。進弟子僧遵。姓趙。高昌人。伝師戒法。復有比丘疊景。亦伝此法。宗出彼郡。故名高昌本。又元嘉末。有玄暢法師。從魏國度在荊囉之門。宣授菩薩戒法。大略相似。不無小異。故別有暢法師本。此出疊無識。而小広地持。恐識誓願發起人情有此重複也。

優婆塞戒經偏受在家。

四縷珞經受菩薩戒法。

普賢觀受戒法。身似高位人自誓受法。

京師又有依優婆塞戒經撰菩薩戒法。
復有依縷珞本業經撰菩薩戒法。
復有依觀普賢行經撰菩薩戒法。
粗是所見。略出六家。醫共入水求流離珠。各隨所得。或喜受持。世行已久。不復詳論。
今所撰次不定一經。隨經所出。採以為証。於其中間。或有未具。參以所聞。不無因緣。不敢執已懷抱妄有所作。唯有撰次。是自身力。集為在家出家受菩薩戒法。不敢自

さて、「出家人受菩薩戒法」を「菩薩戒義疏」と対比することによつて、隋の智顥述「菩薩戒義疏」は一部において梁代撰述とみられる「出家人受菩薩戒法」(正しくは「在家出家受菩薩戒法」)に依拠してこれを簡略にしたものか、或いは「出家人受菩薩戒法」の依拠した資料に拠つてこれを簡略にしたものであろうことがいいう。即ち「出家人受菩薩戒法」には、「菩薩戒義疏」が依拠したであらう、より古い詳細な資料が存するということである。

その第一は「菩薩戒義疏」で「地持經」の相伝について、「是弥勒說。原本是燈明仏說。蓮華菩薩受持。次第三十余菩薩伝化」と記しているものを、「出家人受菩薩戒法」では、

燈明仏・蓮華菩薩(以下菩薩略す)・梵化・積耀・豐王・妙相・
宝積・純陀・普觀・阿逸多・世受・寶網離垢・彌伽・鬱波多・
大象王・華度・華林・常舉手・伊波達・孔雀・奮迅・山王・質
多・師子吼・長手・散華・羌伽・迦葉・秘密・阿歎慧
と記している。梵化以下、阿歎慧に至るまで二十九菩薩しかないが、恐らく「菩薩戒義疏」ではこれを簡略化して「次第三十余菩薩伝化」と記したものであらう。

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一」について（譯 訪）

第一は「梵網經」の相伝で、「菩薩戒義疏」では「次転与逸多菩薩。如是二十余菩薩。次第相付」と記しているものを、「出家人受菩薩戒法」では、

阿逸多菩薩(以下菩薩又は比丘略す)・那陀伽・智亮・仏寂・優陀・妙質・日耀・拘樓沙・大長・棄利渠呂賢・秘密・阿畏陀置伽婆・積塵陀・菊花・妙志・伊羅鉢・吼王・花松・恭雅と記している。那陀伽以下、恭雅に至るまで十八の菩薩(比丘を含む)を数うるが、「菩薩戒義疏」ではこれを簡略化して「二十余菩薩。次第相付」と記したものとみられる。

然らば「出家人受菩薩戒法」で、「地持經」の相伝即ち燈明仏・蓮華菩薩より阿歎慧菩薩に至る二十九菩薩の相伝、「梵網經」の相伝即ち阿逸多菩薩より恭雅菩薩に至る十八菩薩の相伝は何に拠つたものであらうか。このことについてはなお知り得ない。

第三は曇無識の記載についてである。「菩薩戒義疏」では「後有伊波勒菩薩。應迹託化。传来此土。然地持是曇無識所詣。疑識即是伊波勒。」とあるものを、「出家人受菩薩戒法」では、

後有大菩薩伊波勒。應迹託化。傳出此土。桂目云。曇無識至西涼州。冷河西大王沮渠蒙遜貢出。疑識即伊波

敦煌本「出家人受菩薩戒法卷一」について（諫 訪）

と記している。ここにいう経目とは如何なるものをさすか。天監十七年(五一八)以前に成立している「出三藏記集」において、卷十四疊無讖伝にはこれに相当する記載はない。しかし同卷二疊無讖訳出の經典目録に附して、「天竺沙門疊無讖至西涼州。為偽河西王大沮渠蒙遜訳出。」と記されている。

「出家人受菩薩戒法」の撰述者はこの經典目録の記載に拠つたものではなかろうか。然りとすれば「疑讖即是伊波勤」は「出家人受菩薩戒法」の撰述者が附記したものといえよう。

「出三藏記集」より成立が遅く天監十八年(五一九)までの高僧を採録した「高僧伝」の卷三疊無讖伝には、有別記云。菩薩地持經。応是伊波劫菩薩伝來此土。后果是譏所伝訳。疑讖或非凡也。

と見える。別記が如何なるものか知られない。なお隋の費長房の「歴代三宝紀」卷九には、疊無讖訳「菩薩地持經十卷」に注して「或称論亦八卷。見竺道祖河西錄。」と伝えている。

むすび

「菩薩戒經」に関する最初の注釈書として古来重視せられている智顥述・灌頂記「菩薩戒義疏」において、「地持經」の相伝三十餘菩薩、「梵網經」の相伝二十余菩薩が如何なる菩薩であり、その相伝が何に基づくものであるか知られなかつた。しかしながら恐らく隋代撰述の「菩薩戒義疏」が拠つたであろう資料として梁代撰述と認められる「出家人受菩薩戒法」を指摘した。これによれば「地持經」の相伝三十餘の菩薩とは梵化以下、阿歎慧に至る二十九菩薩を簡略化したものであり、「梵網經」の相伝二十余の菩薩とは那陀伽以下、恭雅に至る十八菩薩を簡略化したものであることがいいうるのである。大野法道博士が「大乘戒經の研究」で、梵網經の「盧舍那仏釈迦佛から阿逸多乃至二十余の菩薩を経て羅什に伝ふと言ふ」伝統系脈は地持經の伝統系脈の「燈明仏に発原し蓮華菩薩已來三十餘の菩薩伝持し、伊波勒應跡して、之を中國に伝えたと言ふものから導かれたものであろう」（同書四二七頁）といわる点は検討を要するものと思われる。

処で同じく智顥述灌頂記の「觀音經義疏」には、六朝時代の多くの觀音應驗記が引用され依拠されていた（原本

善隆隆稿「古逸六朝撰述觀世音應驗記 解題」、牧田諦亮著「古逸 六朝撰述觀世音應驗記の研究」解説)。智顥述灌頂記の義疏類には、かく六朝時代の今は散逸した諸資料が多く引用され依拠されているようである。

なお序一の全文をかかげながら、これに注を附すことが出来なかつた。華手とは華手經(大正卷十六)をさし、求那跋摩遺跡とは「梁高僧傳」卷三求那跋摩伝、「出三藏記集」卷十四同伝に見られないものである。これらについては、先学のすすめもあり、本文の紹介も加えて他日を期したい。

敦煌本「出家人受苦薩戒法卷一中」について(誠 訪)